

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部開発調整課 No.001

処 分 名	一般開発事業及び小規模開発事業の是正命令
処 分 の 概 要	開発事業を廃止されたと認められる場合において、土砂の流出その他の災害の発生を防止するための措置を講ずる必要があると認めるときは、開発事業者に対し、土砂の除去その他の安全のために必要な措置を講ずるよう命じます。
根拠条例等・条項	春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例（平成24年条例第37号）第35条第2項、第41条第2項 春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例施行規則（平成24年規則第70号）第39条
処 分 基 準	処分の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	

根拠条例及び 関係例規等の抜粋

■春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例

第35条 一般開発事業者は、第27条第1項の一般開発事業協議申請書の提出後に当該一般開発事業を廃止したときは、その日の翌日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出るとともに、規則で定めるところにより周知しなければならない。この場合において、当該一般開発事業に関する工事に伴い公共施設を整備した場合は、当該公共施設を原状に回復しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合その他の一般開発事業が廃止されたと認められる場合において、土砂の流出その他の災害の発生を防止するための措置を講ずる必要があると認めるときは、当該一般開発事業者に対し、土砂の除去その他の安全のために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第41条 小規模開発事業者は、第36条第1項の小規模開発事業申請書の提出後に当該小規模開発事業を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該小規模開発事業に関する工事に伴い公共施設を整備した場合は、当該公共施設を原状に回復しなければならない。

2 第35条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他の小規模開発事業が廃止されたと認められる場合に準用する。この場合において、同項中「一般開発事業者」とあるのは「小規模開発事業者」と読み替えるものとする。

■春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例施行規則

第39条 条例第35条第2項（条例第41条第2項において準用する場合を含む。）の規定による命令は、開発事業原状回復命令書（様式第32号）によるものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部開発調整課 №.002

処 分 名	開発事業者の違反是正命令
処 分 の 概 要	特定開発事業及び一般開発事業並びに小規模開発事業に伴う諸手続に関して勧告に従わない場合等は、工事その他の行為を停止し、又は相当な期間を定めて違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命じます。
根拠条例等・条項	春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例（平成24年条例第37号）第63条第1項、第2項 春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例施行規則（平成24年規則第70号）第72条
処 分 基 準	市長は、事業者が春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例第62条第1項の各号及び第2項のいずれかに該当するときは、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。 また、市長は事業者が偽りその他の不正な手段により、下記のいづれかに該当するときは、工事その他の行為を停止し、又は相当な期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。 ○一般開発事業協議書を締結したとき ○一般開発事業工事検査済証の交付を受けたとき ○小規模開発事業確認書の交付を受けたとき なお、春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例第62条第2項の「この条例の規定に違反している者に対し、この条例の遵守に必要な事項」については、個々の事案ごとに個別具体的な判断を要することから、具体的な基準を定めることができません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	

■春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例

第63条 市長は、事業者が前条第1項各号の規定による勧告に従わない場合は、工事その他の行為を停止し、又は相当な期間を定めて違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、事業者が偽りその他の不正な手段により、協議書を締結し、又は確認書若しくは検査済証の交付を受けた場合は、工事その他の行為を停止し、又は相当な期間を定めて違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

■春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例施行規則

第72条 条例第63条の規定による命令は、命令書（様式第64号）によるものとする。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋